

掛川市上下水道事業管理告示第21号

掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成17年掛川市水道事業管理規程第10号）第6条の2第4項において準用する同規程第5条の規定により、掛川市水道事業指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

令和8年9月1日

掛川市長 久保田 崇

事業者名（指定期間）

指定番号第321号 高橋管設株式会社（令和8年9月1日から令和12年9月29日まで）